

原案可決

議提議案第10号

北朝鮮のミサイル発射に対し断固たる措置を求める意見書

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、世界では今もなお地域紛争やテロリズムなどにより、人間の生命や尊厳を踏みにじる行為が繰り返される中、核兵器の存在や核実験の実施は、世界の平和と人類の生存に深刻な不安と脅威をもたらしている。

このような状況下において、北朝鮮は、7月5日に7発のミサイルを発射し、日本海に着弾させた。

北朝鮮は、平成10年8月にも国際常識を無視し、我が国の上空を通過するミサイルを発射しており、本市議会では、同年9月定例会において抗議のための意見書を提出したところである。

さらに、今回のミサイル発射は、ミサイルの発射実験の凍結を盛り込んだ日朝平壌宣言に反する上、我が国を含む関係各国からの再三の事前警告にもかかわらず、強行された。このことは、北東アジア地域の安全保障に深刻な影響を与えると同時に、国際社会に緊張をもたらす極めて危険な挑発行為であり、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定の観点から断じてこれを許すことはできない。

よって、国においては、北朝鮮に対し、二度とこのような行為を行わせないよう、国際社会と連携しながら、断固たる措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月24日

熊谷市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
防衛庁長官 様

提出者	議 員	滝 沢	肇
〃	〃	小 林	甚 一
〃	〃	栗 原	健 昇
〃	〃	大久保	照 夫
〃	〃	泉	二 良
〃	〃	松 本	亘
〃	〃	林	真佐子
〃	〃	岡 村	文 男
〃	〃	牛 込	志津江
〃	〃	石 橋	咲 子